

令和5年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年12月14日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月14日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1番	多 田 陽 子	2番	山 岸 美 登 利
	3番	志 治 市 義	4番	石 原 裕 介
	5番	飯 田 雅 広	6番	板 倉 浩 幸
	7番	三 浦 知 将	8番	吉 田 正 昭
	9番	加 藤 裕 子	10番	富 田 さ と み
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	小島 昌己	政策推進課長	丹羽 修治
	総務部	部長	鈴木 敬	安心安全課長	綾部 健
		総務課長	藤下 真人		
	民生部	部長	不破 生美	次長兼環境課長	石原 己樹
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼まちづくり推進課長	福谷 光芳
	上下水道部	部長	伊藤 和光		
	消防本部	消防長	高塚 克己		
教育委員会事務局	教育長	服部 英生	次長兼教育課長	館林 久美	
	給食センター所長	浅井 修	生涯学習課長	佐々木淑江	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	萩野 み代	書記	荒木 慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
7	多 田 陽 子	公民館・体育館の利用について……………	130
8	山 岸 美登利	食品ロス削減の取組みについて……………	146
9	三 浦 知 将	都市計画道路について……………	158

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和5年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

議場内にモニターを設置させていただいています。議場内はもとより、自宅にてケーブルテレビにより議会を傍聴される方々にも、質問時に提示される資料などをできるだけ分かりやすくご覧いただけるようにいたしました。本日の一般質問の際の参考資料として、多田陽子さん、三浦知将君から提出されたものであります。議員へのタブレット配信及び理事者の皆様へはモニターにお示ししながら本日質問されますので、よろしく願いいたします。

また、理事者の皆様も、積極的に機器を活用していただき、より開かれた議会を目指していただきますよう、改めてお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可します。

質問7番 多田陽子さんの「公民館・体育館の利用について」を許可いたします。

多田陽子さん、質問席へお着きください。

○1番 多田陽子君

1番 多田陽子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って、「公民館・体育館の利用について」質問させていただきます。

先日、縄跳びを競技として頑張っている蟹江中学校の伊藤優空さんから相談を受けました。Flareというチームのメンバーで、蟹江北中学校の山本春香さんとともに、夏に行われた縄跳びの世界大会2位を収めた実力の持ち主です。Flareは、町民まつりのステージにも立ちましたので、ご存じの方も多と思います。彼女からの相談は、体育館を利用して縄跳びの練習をしたいんだけど、蟹江の体育館はなかなか予約することが難しい。もっと使いやすくなってほしいというものでした。

9月の一般質問で私は主権者教育を取り上げ、副町長からは中学校においてまちづくりミ

ーティングを行っているとの答弁をいただきました。そのまちづくりミーティングは、この2学期に蟹江北中学校と蟹江中学校で行われました。彼女は、事前アンケートでの町長へ伝えたいこととして、体育館を使いたいという要望に加えて、縄跳びで蟹江町のまちおこしをできないだろうかと書いたそうです。蟹江には全国的にも指折りのすばらしい先生が2人もいらっしゃることに、縄跳びは幼稚園の頃から誰もが親しんでいるスポーツであること、まだ日本で縄跳びといえばここという市町村がないということを経験してあげていました。中学生が自分の夢から発展をさせて蟹江町の町おこしまで考えてくれていることに、私は深く感銘を受けました。皆さんも目をキラッとさせて夢を語る子どもを前にすると、きっと応援したくなるのではないのでしょうか。

子どもたちに、課題の実現のためにどのように動けばよいか、議員に相談する方法を取ることも1つの主権者教育だと前回申し上げました私ですので、体育館、それと併せて公民館の利用のしやすさを実現するために、今回はこの問題について取り上げます。

ではまず、子どもたちの思いを吸い上げる機会でもありましたまちづくりミーティングはどのような形で行われているのか、また、どのような質問があったのかなど、今の中学生が何に関心を持っているのかを広く伝えたいので教えてください。

○政策推進課長 丹羽修治君

質問のありましたまちづくりミーティングについてお答えさせていただきます。

まちづくりミーティングは、将来を担う子どもたちに町長と意見交換を通じて町政への関心を深めてもらうとともに、子どもたちの夢のある幅広い意見や要望などを今後のまちづくりに生かしていくことを目的に、蟹江中学校と蟹江北中学校で開催しております。副町長の進行により、生徒と町長が一問一答形式で蟹江町のまちづくりについて対話し、1問5分程度で各校5、6問の質問をしております。

また、どのような質問があったかについてですが、「10年後の蟹江町を考える」をテーマに、今年リーダーとして必要なことや、蟹江町を有名にするために行っている取り組み、ふるさと納税や温泉街のアピールに体育館の空調設備、そのほか、川の環境、道路の整備や交通安全についてを、町のよいところや魅力を感じる場所、住んでいて困っていることを生徒たちが町長へ直接質問しております。

まちづくりミーティングについては以上でございます。

○1番 多田陽子君

このまちづくりミーティングで体育館の空調に関してまた話があったと聞きましたが、この夏、確かに夜間の利用でさえ熱中症疑いの症状を訴えた話を何件か聞きました。今の夏の暑さは耐え難いもので、町長はしばしば地球温暖化を地球沸騰化と表現もされていますが、ここで町長にお尋ねします。体育館の空調設備に関しては今後どのようにお考えでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、多田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

タウンミーティングについては今、担当課長がお話をさせていただきました。昨年度もコロナ明けで、同じく蟹江中学校、北中学校とやりまして、私と副町長で掛け合いのような感じで、一問一答でお答えをさせていただきました。その中に、最後でありましたけれども、体育館の空調、いわゆる暑くて熱中症も起こしかねないという状況をつぶさに説明をいただきました。そんな中で、かねてから、これは蟹江中学校であった質問なんですけれども、蟹江中学校だけではなくて、小学校の体育館、それから中学校の体育館も含めて、2つの中学、5つの小学校がありますので、その体育館についてのエアコン設置はいろんな角度から要望はいただいております。また、議員各位からもいろいろな要望はいただいております、十分承知しております。

私たちとしては、この地域のいわゆる災害のいわゆる避難場所としての位置づけも体育館持っておりますので、そういう意味で早急に施策に当たるという考え方をずっと持ち合わせております。ただ、やります、やりますだけでは非常に具体例もない。目を輝かせて10年後の蟹江町をどう思うかという本当に深いご質問をいただいたので、私も真摯（し）にお答えをさせていただいたところでもあります。

災害のための体育館のためのエアコンをやるのか、それとも教育に特化したエアコンをやるのか、国というのは所管が違いますので、どこでどういう形になるかということをしかりと調べ上げた上で早急に検討していきたい、考えていきたいというふうに今現在考えております。

実際、非常にエアコンの設置というのは、多田議員もご承知おきいただいていると思いますが、高額になります。優先順位が大変難しゅうございます。そういう意味で、同時にどれだけのことができるのか、また予算的な規模はどれぐらいなのかということ今年度、来年度に向けてしっかりと組み立てた上で予算編成をし、議員各位には多分お願いをすることになるというふうに思っております。

すぐ今この場で、こういう形でいついつということは明言は避けさせていただきたいと思っております。といいますのも、今中学校、小学校については、トイレの洋式化ということで議員各位からも要望をいただいております。やっとならば、舟入小学校だけがちょっとまだ残る格好になりますけれども、現在、北中学校、蟹江中学校と蟹江小学校で一応最後になるというふうに、舟入小学校はおっつけまた考えるということになっておりますので、その後の施策として、多分億単位の歳出になると思っております。ご理解をいただいた上で、またご協力いただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 多田陽子君

とても難題だということは理解しておりますが、今まで前向きな答弁があまりなかったこ

の問題、ついに動き始めたなという感じがしてうれしく思います。10年後と言わず、なるべく早めにご対応をお願いいたします。

では、本題に入ります。

蟹江町の公民館と体育館が抱える問題は大きく3つあると感じています。どうぞこちらをご覧ください。利便性の低さ、情報量の少なさ、施設の老朽化です。中学生をはじめ、私たち世代にとっても情報を得る手段はまずはインターネットですので、インターネットでできること、調べられることを紹介しながら進めてまいります。

まずは、公民館と体育館は、どのような人が利用、または利用申請することができるのでしょうか。申請から利用までの利用者の一連の流れを教えてください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えいたします。

初めに、公民館についてご説明させていただきます。

町内には蟹江中央公民館と蟹江中央公民館分館の2施設ございます。どちらの施設も利用登録は必要なく、基本的に町内外問わずどなた様もご利用いただけますが、未成年者だけではご利用はいただけません。未成年者の方が利用希望される際は、保護者または18歳以上の成人の方に利用責任者となって申請をしていただき、当日同伴していただくことで未成年者の方もご利用いただけます。また、公民館の運営等は、社会教育法に基づいて行っていることも含めまして、利用目的によりましてはご利用のほうを控えていただくこともございます。

続いて、申請から利用までの一連の流れについてご説明させていただきます。

公民館の窓口にて利用したい旨を申し出てください。その後、職員から利用許可申請書を受け取り、必要事項にご記入の上、ご提出をお願いいたします。提出は、利用希望日の90日前から可能でございますが、受付時間は午前9時から午後5時までとなっております。また、電話での利用予約や申請はお受けできません。その後、許可書と使用料を納めていただく際に必要な納付書を利用責任者様宛てに送らせていただきます。その書類にて、利用日の3日前までに使用料を納めていただきます。納付書には役場をはじめ銀行などの取扱機関が書かれておりますので、近くのところでお納めいただければと思います。利用日当日、その領収書と許可書をご持参いただき、公民館窓口にて提示をお願いいたします。職員が確認後、お部屋の鍵をお渡ししてご利用という運びになります。

続いて、体育館についてご説明いたします。

体育館においても、蟹江町体育館と蟹江町体育館分館の2施設ございます。利用していただける方については公民館とほぼ同様であり、未成年者だけではご利用になれません。体育館においても、未成年者の方が利用希望される際は、保護者または18歳以上の成人の方に利用責任者となっていただき申請をし、当日また同伴していただくことでご利用はいただけます。

申請から利用までの流れについてでございます。

体育館窓口にて利用したい旨で職員から利用許可申請書を受け取り、必要事項をご記入ください。その期日は、利用希望日の前日の10日までに提出をお願いしております。例えば、12月14日、本日を希望の場合は、前月の11月10日までに提出をお願いするものでございます。受付時間も、公民館と同じ午前9時から午後5時までとなっております。電話でのご予約や申請も承ってはおりません。10日を過ぎましたら集計し、利用希望日が重なっている日の調整を行います。その後、利用許可日と使用料を確定いたしまして、利用責任者様宛てに納付書を送らせていただきます。公民館と同様、利用日の3日前までに使用料を納めていただいた後、利用当日はその領収書の確認後、ご利用となります。

一連の流れは以上でございます。

○1番 多田陽子君

では、モニターの蟹江町のホームページの中央公民館のページをご覧ください。今ご説明いただいた内容が、ここには一切記載されておりません。ホームページからは誰でも使えるんだと捉える人もいれば、町立の公民館なのだからもちろん町内の人に限りとか、申請者が町内の人のみかなと解釈する人もいるはずですが、ただ、利用申請に公民館に足を運ばなければならないことを考えると、町外からの利用はあまり多くないかもしれません。夜間利用があるにもかかわらず、申請は夕方5時までなので、夜間利用者は使ったその場で次の申請をすることもできないところ、とても不便だと思います。ただ、こちらは勤務時間も関係してきますので、まずはホームページに記載すれば解決する問題に対して、今ご答弁いただいた内容についてはご対応いただければと思います。

次に、町の体育館、分館の利用についていきます。利用時間など、利用は随時申し込みができるのか、ホームページからは読み取れません。

では、次のページもご覧ください。

では、ここでお尋ねします。小中学校の体育館利用には何に団体登録することが必要となるのか、また何にのりつとつてのことなのでしょうか。団体登録に際し、登録先ではどのようなことを審査しているのか教えてください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問について説明させていただきます。

各小中学校の体育館はじめ屋外運動場の利用に関しましては、蟹江町体育館の方法とは少し異なります。異なる点は、利用の際にそのグループを団体登録する必要があるということでございます。

では、どのようなグループ団体が登録できるのかというところに関しましては、蟹江町立学校体育施設開放に関する条例施行規則に本町在住か在勤者とあります。その本町在住か在勤者とありますけれども、教育現場をお借りして行うため、利用者の範囲をさらに少し絞る

ことを各小中学校代表者やスポーツ推進委員から構成される学校体育施設開放運営委員会にて協議されております。その範囲を限定することで、学校側の不安を軽減し、安心感を与え、また安定したスポーツ活動の場を増やすという観点から、その登録が可能な団体は、蟹江町スポーツ協会や蟹江町スポーツ少年団に加盟している団体とさせていただき、現在運営を行っております。団体登録の申請は、教育委員会への提出ということになりますので、提出された申請は生涯学習課にて確認を行っております。その際に、どの点かといいますと、協会への加盟が否か、あるかどうかというところも含めまして検査をし、登録証等の発行をしております。

以上となります。

○1番 多田陽子君

学校施設の不安の軽減や安全を守るため、それは確かに取り組まなければいけません。一方、今引用されました蟹江町立学校体育施設開放に関する条例を読むと、目的、第1条、この条例は広く町民にスポーツ活動の場を与えるため、蟹江町立学校の施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、スポーツの健全な普及発展を図るとともに、併せて町民の健康保持と体力向上並びに親睦を深め、明るく豊かな社会生活に資することを目的とするとあります。縄跳び競技の伊藤さんから要望があったということは、現状ではスポーツの種類が増え、スポーツの団体数が増えている中で、活動の場が足りていないのではと感じるところもありますが、では、スポーツ協会、生涯学習関係団体などが体育館、公民館を利用している割合は全体にとってどれぐらいでしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

体育館、公民館の利用割合につきましては、令和5年10月1カ月間の利用申請件数を基にご説明したいと思っております。

まずは、公民館でございます。1カ月の利用申請件数は40件でございます。そのうち文化協会の加盟団体による申請は8件であり、割合は2割でございます。

次に、体育館です。同じく1カ月の利用申請件数は39件でございます。そのうちスポーツ協会の加盟団体による申請は11件であり、割合は約3割でございます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

全体の利用数も含め、その関係団体の利用数が意外と少なく驚いたのですが、スポーツ協会に登録するとはどのようなことか、生涯スポーツの推進は蟹江町住民にとってどのようなメリットがあるのかなども関連質問として考えてはいたのですが、答弁を理解するのに、スポーツ協会やスポーツ少年団等、生涯学習そもそもの組織の仕組みを把握している必要があり、傍聴者や一般の人にとって言葉だけでは理解がしにくいことが分かりましたのでやめ

ておきます。

ただ、そういった複雑な仕組みや、そのほか何かしらの要因が、生涯学習関連組織への加入をためらう一因になっているはずです。生涯スポーツの団体には、利用料の減免があったり、利用時間や場所にすみ分けの配慮がされたり、町民の中のごく一部の加盟者にとっての使いやすい現状、優位性に不公平さを感じている人たちがいること、伊藤さんのように町外で予約を取り練習をしている人たちがいることを改めてこの場で伝えさせていただきます。

いま一度モニターをご覧ください。実際に町のホームページを見ていただきますと、小中学校の体育館、運動場は、一般利用ができない旨は書かれていないものの、個人や生涯スポーツに登録していない団体は利用できないとも読み取れてしまうともいえます。私の住んでいる蟹江小学校区はほぼ公園がないため、子どもたちが体を動かして遊ぶ場所は学校の運動場しかないと言っている状況です。また、蟹江町はどここの公園にもバスケットゴールはなく、子どもたちがバスケットボールをしたい場合、ゴールを使えるのは学校しかない。つまり、町内ではバスケットボールができないということになります。サッカーや野球、そのほかのボール競技においても同じかとは思いますが、公園でボール遊びが許されない昨今の環境を踏まえると、クラブに入会する前段階のスポーツへ触れる機会の創出も町は考えるべきではないでしょうか。

余談ですが、ちょうど1年ほど前に「スラムダンク」というアニメーション映画が公開されました。「スラムダンク」とは、30年ほど前に大ヒットしたバスケットボールが題材のアニメで、当時小学生であった私の周りではバスケット人口が飛躍的に増加しました。にもかかわらず、この30年間で蟹江町の公園にはバスケットゴールがあったという話を聞いたことがありません。一方で、野球場は、佐屋川、学戸、河川南、日光川ウォーターパークと4つもあります。産業建設部長、バスケットゴールがない経緯などをお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えをさせていただきます。

バスケットゴールの設置につきましては、過去にも地域公園に設置をしてほしいなどの要望はございました。その際、設置について検討をした中で、ボールのドリブルの音が近隣の方々にご迷惑をおかけするとか、あとは公園が狭くなってしまうなどのいろいろな問題がございまして、なかなか地元としての調整が不調に終わりました設置に至らなかったということがございます。

仮に今後ご要望いただくようなことがあれば、その辺をしっかりと調整をしていただければ、地元町内会の要望として上げていただくのであれば、その辺についてまた改めて検討はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

公園の中にバスケットゴールを置くと確かにドリブル音が響くなどはと思いますが、今紹介しました4つの野球場、この中に一部バスケットゴールを置いてもさほど近隣への影響はないのではないかとも思いますので、皆様どうぞこちらについてもご検討を前向きに進めていただきたいと思います。

3つの問題点に活動場所の少なさを加えようと考えておりましたが、空き枠がある程度あるということを考えますと、工夫次第で乗り越えられそうな気がします。ただ、これらはあくまで公共施設ですので、競技の種類で偏りがあるのはいかがなものでしょうか。今後改善に向けて検討くださいますようお願いいたします。

ですが、スポーツに触れる機会に加え、場所を作ることで新しく始める人を増やし、ますます町民のスポーツ振興の活性化を促せると考えられますので、生涯学習の推進だけでなく、門戸を広げるということも大事なことだと思います。とはいえ、多くの人が手軽に申し込めるようにしてクラブチームが練習場所を確保できなくなると、それはまた大問題です。部活の地域移行も始まると練習時間の枠が広がり、土・日など人気の時間帯はますます場所が取りにくくなるかもしれません。現状の施設の状態を見直し、練習場所を増やす準備は取り急ぎ取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

モニターをご覧ください。令和2年度から利用料の改定が行われ、ホームページにはこう記載されています。公共施設の管理運営費は、皆様が納める税金と利用者が支払う使用料で賄われています。このたび基本的な考え方を整理し、使用料を改定します。引き続き経費の節減やサービス向上に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。では、ここでいう経費の節減やサービスの向上でどのようなことを図ってきましたか。また、コロナの影響があったことは承知ですが、そろそろ回復してきているはずですので、利用者数と収益が値上げの際の見込みに近づいたと想像しますが、どのような状況でしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

令和2年に、受益者負担の観点と消費税率の引き上げ対応により、町内の公共施設の使用料は改定いたしました。その際に見込んでいた収入については、令和元年度から4年度、コロナの影響を受けたことによりまして比較は少し難しいのですが、令和2年10月末までの収入済額が81万7,670円であり、同じ時期の令和5年10月末、本年度ですが、10月末の収入額は97万1,225円、同時期でこちらのほうを比較させていただきますと、15万3,555円の増額と数字的にはなっております。

ただ、サービスの向上についてどのように図ってきたかにつきましても、明確なこれとこれですというようなお示しのほうはできませんけれども、コロナ禍であったこの4年間で

ございますが、各施設にて消毒液や体温計を設置しまして、また職員で機器の機材を消毒作業を行うことで、施設から発症者を出さないよう、また安心してご利用していただけるように努めてはまいりました。

説明は以上です。

○1番 多田陽子君

コロナがありましたので消毒などは当然かとは思いますが、そちらだけではなく、今後ほかの点でもサービスの向上を図っていきたいところです。利用申請の仕方や利用の仕方に、使用料金の改定前と改定後に変化が見られない点、問題の2つ目に挙げた情報量の少なさという点において、残念ながら私はやはりサービスの向上を感じることはできません。

続いて、情報量の少なさについて指摘していきたいと思います。

まずは、インターネットを活用できていない点に問題があります。予約ですが、あま市などはインターネットで空室状況を見ることができ、ウェブ上で予約をすることができます。あま市の予約システムの1つをご紹介します。モニターをご覧ください。丸印をクリックすると、次にこのような画面になります。「利用目的で探す」を選んでみましょう。利用目的に、例えば「文化」を選んでみます。いろいろと種類が出てきますが、講演会を選んでみるとこのような画面が表示され、日にちや場所をその中から選ぶことができるようになっていきます。

また、名古屋市港区の南陽交流プラザは、申し込みは現地へ赴かなければならないものの、事務所は夜9時まで開いており、空室状況はホームページで適宜更新されたものを確認することができます。蟹江では、9時から5時までの間に電話で確認しなければ、いつどこが空いているかも知ることができません。

そこで質問です。このデジタル社会において、現状で何が原因でインターネットの活用が進みませんか。また、今後はデジタル化に向けてどのような計画にあるのか教えてください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをいたします。

今まで利用申請等にインターネットの活用が進まなかった要因につきましては、今ほど携帯電話等の情報環境が充実していなかったという点、また、施設予約に対しまして、中央公民館と体育館の年齢層の違いから活用度に差が出ることや、過剰な予約体制になってしまうのではないかと懸念、さらには予算確保等が要因であると考えております。

今後は、周囲のその市町村の成功例を参考にするとともに、予算経費等につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金の活用も視野に入れては検討していきたいと考えております。

以上です。

○1番 多田陽子君

そちらについては早急にお願いします。

なお、南陽交流プラザには、夜明けから9時まで利用できる早朝の時間帯が区分されています。夏場は日の出が早く、昨今は9時でも既に暑くなりつつあるので、この枠設定はとてもよいと感じました。時代の流れや環境、近隣の変化に敏感になることは必要不可欠なことであり、また、インターネットは今は利用されること、また必要不可欠なことです。

さて、近頃では、貸しスペースといって、ビルの一室や戸建てなどをレンタルしている事業が増えてきました。多くは登録サイトを検索して探すのですが、どの部屋もたくさんの写真を添えています。また、備品の紹介だけではなく、パーティー会場にお勧めとか、会議にどうぞなどと、このような使い方ができると具体的な使用方法も載せています。

一方で、町のホームページには利用料と定員のみで、写真など1枚もなく、具体的にどのような使い方ができるかという例も載っておりません。駐車場の規模、椅子や机の数や飲食の可否、どのような使い方ができるのかは多くの人の知りたい情報であると思いますし、写真1枚からも、例えば体育館に観客席があるのか、ないのか、どのような造りになっているのか、舞台があるのかなど知ることができます。体育館でなくとも、公民館の部屋でできるスポーツもあります。この部屋では卓球ができる、この部屋では縄跳びはできないなど書いてあれば、スポーツ目的でも公民館を使って、運動場、体育館に利用が偏るのも防ぐ一案となるのではないのでしょうか。これらの情報は頻繁に更新していく必要もないので、一度写真と文面などを載せてしまえばずっと使えます。ぜひともすぐにでも取り組んでいただきたいところです。

一方で、インターネットを使えない人も少なからずいらっしゃいます。では、そういう方々は、公民館や体育館の情報はどうのように得ればいいのでしょうか、教えてください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

インターネットが活用できない、利用できない状況になりますと、やはり情報収集は紙面となることを考えられます。現在、紙面による公民館や体育館等の施設情報は、各施設はもちろん、パンフレットと生涯学習ガイドに記載ということになります。そのほかに、施設情報等を町民の方に多くお知らせする方法といたしましては広報への掲載も考えられますが、紙面の確保等も含めまして、その点は広報担当と検討していきたいとは考えております。

以上です。

○1番 多田陽子君

ちょうど昨日、町のホームページで観光情報一覧が更新されていました。写真を多用した蟹江町を紹介する冊子が7種もあります。けれども、公民館や体育館を紹介している冊子は、思わず手に取りたくなるような冊子は1冊もありません。インターネットにしる、紙面等の案内にしる、今の情報量の少なさからは、町は町民に公民館や体育館を使ってほしいという

気持ちがあまり感じられないように思います。

その最たる例が中央公民館ホールです。中央公民館ホールの利用状況は、昨日の答弁で年間40件余りと聞きましたが、ではどのような内容の利用があるのか、また過去に大勢の町民に喜んでもらえた講演などがあれば教えてください。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

中央公民館の集会室の利用状況につきましては、39件、昨日お答えさせていただいた日にちでございます。その39日におきまして、どのような団体が利用されたかにつきましては、生涯学習の事業をはじめ、教職員総会や文化協会の各部門の発表会、名古屋市内の高校の和太鼓の発表会、蟹江北中学校の吹奏楽部の演奏の発表会などとなっております。

続いて、過去に多くの方にご来場いただいた事業につきましては、平成13年度に生涯学習まちづくり推進町民大会の中で、講師に前スポーツ庁長官の鈴木大地さんをお招きいたしました講演会や、平成22年に宝くじ文化公演事業を利用いたしまして、オーケストラ・アンサンブル金沢の公演、また、夏休みや冬休みの子どもたちに向けての16ミリ映写機を使用するの映画会が挙げられます。

以上です。

○1番 多田陽子君

では、それらの公演がなくなった理由や、このような使用状況なのはどこに原因があると思いますか。また、現状で実現可能な中央公民館の利用数の増加に何か考えはありますか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどご説明させていただいた映画会や講演会につきましては、時代の流れに沿う形で日々検討をされております。廃止や内容変更を行いまして実施してきておる中でも、芸能人をお招きいたしましての講演会につきましては、町のオリジナリティーあふれる事業へと見直しをかけまして、現在はその生涯学習まちづくり推進町民大会の第2部を文化交流として称し、他町村と蟹江町の交流を中心に開催してきております。

また、この後、公民館の集会室利用を増やすためには、座席数、見合う駐車場の確保も必要となることは十分認識はございますけれども、その拡幅にはまだ厳しい状況にありますので、まずは議員から先ほどご指摘、ご提案いただきました公民館や体育館の施設情報について、町のホームページの掲載も検討し、いろいろな方に目に触れることで集会室の利用促進へとつなげていきたいと考えております。

以上です。

○1番 多田陽子君

では、どうぞよろしく申し上げます。

では、公民館ホールの必要性として、災害時のホールの役割を教えてください。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありましたホールの災害時の役割についてお答えいたします。

中央公民館は、町の指定避難所としてホール部分も含めた避難所となっており、多数の避難者を収容できる施設となっております。ホール部分の役割については、避難者の方々を集めて災害情報を提供する場であったり、避難所運営に関するミーティングルームとしての用途を想定しております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

強いて言うなればこういう使い方があるというぐらいかなと感じますが、ただそれは安心安全課にもっとどうにかして考えるべきだと訴えて解決できる話でもなく、客席固定型のホール全般に言える問題ですので、現実的には難しいのだろうと思います。とはいえ、災害の際の中核となる役場のすぐ隣にあるあのような広い空間が、デッドスペース、あまり役に立たないというのはやはり考えものです。いっそのこと取り壊して駐車場にってしまったほうがよいとか、野外ステージに変えてしまっても面白いのではという意見も聞いたことがあります。防犯面から考えても、それはうなずける話に思います。

さて、中央公民館ホールの利用を上げられない理由は、社会教育法の中の公民館法にのっとりた利用をしなければならないという制約によるところが大きいようですが、実際近隣の市町村では、公民館と名乗らず、文化会館とかホールやセンターなどの名称が多く見られます。では、中央公民館もその建物の中でホール部分だけを名称変更することは可能でしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在の蟹江中央公民館は、昭和54年度に公立社会教育施設整備費補助金を受けて建設されております。この補助金を活用して建設されている建物につきましては一定の制限がかかっておりまして、その用途を変更するには建設から約50年の期間を要します。そのことを踏まえたと、中央公民館から集会室だけを切り離し名称や用途変更等をしていくことは、今現在は難しいと考えられます。

以上です。

○1番 多田陽子君

ですが、兵庫県明石市は、泉元市長の下でかなり積極的な既存の公共施設の見直しを行い、今必要な施設に用途変更等をしたと聞きました。反対意見も多かったそうですが、50年前と今とでは住民のニーズや生活に変化があるのは当然のことであり、それを国も分かっているわけではないわけではありません。ただ、住民の利益を最優先に考えたとき、明石市などほかの市町村の

事例を研究するのは価値があることだと思いますので、どうぞ取り組んでみてください。

では、ホールにつきまして、最後に教育長にお尋ねします。中央公民館ホールがどのように使われるべき、使われてほしいとお考えでしょうか。

○教育長 服部英生君

それでは、多田議員のご質問にお答えさせていただきます。

生涯学習課長が先ほどから答弁しておりますように、中央公民館集会室が建設された折に、公民館としての利用目的で建設補助金が出ております。一定期間が過ぎるまでは、利用方法について若干の制約がついております。文化会館のような形式で利用できるまでにはあと数年というふう聞いております。集会室自体も建設から43年がたっております。大規模改修が必要な時期になっており、どのように使われてほしいかという問いに関しましては、やはりより多くの方に使っていただきたい、町民の方の役に立つ場所であっていただきたいという願いはもちろんございますが、駐車できる車のスペースの問題だとか、機材が古くなっているなど、様々な問題を現在抱えております。また、災害時の防災拠点にもなるということも踏まえ、大規模改修の折にこの先公民館をどういうふうにしていったらいいのか、集会室をどうしていくのかということも踏まえながら大規模改修の検討をしたいと思っておりますので、現時点では多くの町民の方々に使っていただきたいということのご答弁にさせていただくようにお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

では、私から提案します。蟹江のフィルムコミッションのユーチューブの配信だけではなくて、ホールでの上映会を行ってはどうでしょうか。使われていないにもかかわらず、利用料を下げないところも問題です。例えば、学生に電気代ほどの金額で貸し出すのもよいと思います。私は大学で音楽を専攻しており、大学受験の際には高校の講堂を先生が貸してください、本番をイメージしながら練習をしたことを覚えております。高校や大学のサークル活動の合宿に貸し出すこともできるはずですが、蟹江町内のお寺などに泊まっていただき、おいしいものを食べたり、夜は温泉につかって、朝から夕方までは公民館ホールの舞台上で練習をするといった2泊ほどの合宿プランを学校へ提案できれば面白いと思います。ホールについて、利用方法の提案の公募をかけるのもよいかもしれません。

さて、蟹江の中央公民館ホールを借りたことのある人に聞きましたら、やはり駐車場問題に加えて、設備の古さゆえの使い勝手の悪さを指摘されました。

では、最後に問題の3つ目、施設の老朽化について話を進めます。

施設が古くなり、修繕のためにお金がかかるのはいたし方がないことですが、老朽化の課題を抱える公民館は、町の施設である公民館よりも各町内会の公民館のほうがさらに深刻で

す。町の施設であれば、令和3年に策定した蟹江町公共施設個別施設計画書のように何か年計画で税金を充てて改修することになりますが、町内会の公民館は、一部町からの補助はあるものの、町内会費からその巨額な資金を捻出しなければなりません。両者とも公民館と名がつくので、子どもや大人でも町内会活動に触れたことのない人は、それが町の管理のものなのか、町内会の管理のものなのか、さほど意識することはありません。昨今、町内会へ加入しない世帯も増えつつある中で、町内会へ加入していても使ったことのないような公民館の修繕費用や建て替えに数万円の負担がかかるとなれば、それを出し渋る世帯は少なくないでしょう。

また、私たちの年代で、転入者はもちろんのこと、蟹江に育ってきた人ですら、既に町内会の区分を意識することはほとんどないという話も聞きました。私たちの子育てとしても、他学区から、または他市区町村の幼稚園、保育園にまで登園しているケースは珍しくありません。つまり、幼少期から、既に町内会単位どころか、小学校区を越えて友人関係が形成されています。となると、町内会として隣人としての結びつきは、10年後、20年後、さらに希薄になっていくと考えられます。

蟹江では町内会があり、その中に公民館があるという形ですが、市町村によっては公民館を中心に町内会が存在し、公民館を運営することに行政がサポートをしているというところがあるようです。高齢化が進む中で、高齢者の見守りや居場所づくりの取り組みは国としても進めているところであり、その観点からも、公民館の運営に行政がサポートをするのは、それは適切かと思えます。

そこでお尋ねしますが、町内会の公民館の建て替えの際の補助金のほか、各町内会の運営に町が行っているサポートにどのようなものがありますか。また、各学区や町内会ごとにサポート職員を置いてはいかがでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいま多田議員から2点ご質問をいただきました。

まず、町内会の運営にまず蟹江町がどのようなサポートをしているのかということについて答弁させていただきたいと思えます。

まず、町内会に対する交付金については、蟹江町としまして13事業、総額約2,900万円予算計上させていただいております。

総務課におきましては、町内会各区運営費交付金として、区及び町内会の運営に要する経費について交付をさせていただいております。また、町内会の掲示板設置についても補助金を用意させていただいております。

また、ふるさと振興課におきましては、まちづくり推進事業交付金として、地域のコミュニティづくりを推進していく事業、例えばお祭りだったり、そういったものに対象経費を助成しております。

安心安全課につきましては、防犯灯、防犯カメラ、防災に関する交付金等を助成させていただいております。

環境課につきましては、資源ごみ分別収集、資源ごみ集積場設置に関する費用や、一般ごみ収容施設設置事業として、町内会で一般ごみ置場を設置していただく際に補助をしております。

また、まちづくり推進課におきましては、地域公園の協力交付金として、シルバー人材センターへの除草を委託した経費を助成させていただいております。

また、最後、多田議員からもお話ありました生涯学習課からは、地域公民館等維持管理費交付金として、公民館の維持管理に必要な修繕費等に充てていただく交付金を交付しております。こういった13事業について予算計上させていただいております。

2つ目の質問につきまして、サポート職員の設置についてというご質問いただきましたので、その点について答弁させていただきます。

サポート職員については、町内会に対するサポート体制の1つとして、4月に嘱託員会議と町内会長連絡会、2月に嘱託員会議を開催し、町内会に対する交付金や、その他町政の連絡事項の説明や、質問を受け付ける機会を設けさせていただいております。また、町内会の支援、相談、また普段のお困り事などについては多岐にわたります。それぞれの事案を解決するにはその分野別に対応する必要があるため、各課において相談や解決に向けて対応しているということで、サポート体制として答弁させていただきます。

以上です。

○1番 多田陽子君

事業の費用面でのことはよく分かりました。

今回、あくまで話の中心は公民館ですから、今はこれ以上の質問はしませんが、現場がどのようなになっているのかというところにいま一度意識を向けていただきまして、町内会との協力体制を今以上にもっと取ってほしいと思い、質問させていただきました。

実際に、町は町内会に頼っている部分も多く、ごみ出しや道路のちょっとした整備、民生委員をはじめ各種委員の選出など、行政の目や手の行き届かないところを町内会が担っています。公民館はあくまで地域の人たちが管理しなければいけないけれども、今後ますます希薄になるであろう地域力の安定のために町のサポートが必要ではないかということは、ぜひとも心にとどめておいてください。

公民館の改修ができなければ、老朽化が進み、ますます利用できなくなってしまう。そして、負の遺産となり、またそういった難題を抱える町内会の役員になってくれる人も減っていくことでしょう。町内会が健全に維持されることが難しくなってしまいます。町は、補助を出すだけでなく、町内会をはじめ、長寿会や子ども会、婦人会等、そういった地域に根差した団体の活動がどのような状態にあるのか、地域力の把握、調査をぜひしていただ

きますよう要望します。

さて、冒頭で取り上げましたまちづくりミーティングでは、中学生からふるさと納税についても質問があったとの話を聞きました。本来、ふるさと納税というものは返礼品が目的ではなく、田舎から都会へ行っても自分の生まれ育った故郷に納税しようという趣旨から始まったと記憶しております。もちろん理想論かもしれませんが、蟹江で生まれ育ってよその土地で活躍している人たちに蟹江に納税してもらえるようになりたい。私は、そのような人を育むべく取り組んでいくことこそ蟹江の発展につながると考えております。

さて、クラウドファンディングというものがありますが、一般的には、何かを実現したいというプロジェクトを立ち上げた人や会社に対して、不特定多数の人が寄付型、購入型、金融型といった形で金銭の支援をし、発案者はそれで得た金銭を使ってプロジェクトを実現していくといったイメージで定着しています。中でも寄付型のもはふるさと納税と違って控除などありませんので、お得感でいうとほぼないと言えますのですが、それでも寄付型のクラウドファンディングがされているということは、見返りなく、そのプロジェクトや、その人自身をただ応援したい気持ちを持っている人が大勢いるからです。冒頭に述べました多くの人が伊藤優空さんや山本春香さんを応援したくなる気持ちのように、つまり蟹江町内外どこにいる人でも蟹江町に対する思いを持つ人を増やすことができれば、適切なPRをすることで、返礼品でほかの市町村と競わずともふるさと納税も集めることができるのではないかと考えています。希望の丘を使っている愛知大学のOBたちにも、一度ふるさと納税のお願いをしてみてもはいかがでしょうか。試してみる価値はあると思います。

先日、お勤め先が江南市で、一宮市に住んでいる方との話をしました。その方が、蟹江といえば、自分が若い頃に蟹江に週に2回行っていたというのです。その方は社会人サッカーをやっていて、名古屋ウエストフットサルクラブのグラウンドで当時練習をしていたのだと教えてくれました。つまり、既存の体育館や公民館などは、既に外から人を呼べるものであるということです。

私は、町の発展のためにも、公民館や体育館を町内外のさらに多くの人に使ってもらい、愛着を持ってもらえるようにしていきたいと考えています。先ほどのように、このような使い方はどうだろうかといった案を町民から集めて持ってまいりますので、今後とも前向きにご検討くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 水野智見君

以上で多田陽子さんの質問は終わります。

ここで、安心安全課長、生涯学習課長、政策推進課長の退席と、上下水道部長、民生部次長兼環境課長、給食センター所長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前9時55分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時57分)

○議長 水野智見君

質問8番 山岸美登利さんの「食品ロス削減の取組みについて」を許可します。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○2番 山岸美登利君

2番 公明党 山岸美登利でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、「食品ロス削減の取組みについて」順次伺ってまいりたいと思います。

初めに、食品ロス対策と課題について伺います。

日本では、海外からの食料輸入に依存している一方で、まだ食べることができる状態の食品を大量に廃棄している現状があり、こうした問題を解決するために策定された食品ロス削減推進法が令和元年10月1日に施行され、普及啓発が進められてきました。

本年6月に農林水産省より、最新の令和3年度食品ロス推定値が公表されました。内訳は、全体の年間食品ロス量は523万トン、そのうち事業系食品ロス量は279万トン、家庭系食品ロスは244万トンでした。この家庭からのロスは、毎日1人当りお茶碗1杯分の重さの食料を廃棄している計算になります。前年度と比較して、食品ロス量は1万トン増加、事業系食品ロスは4万トン増加した一方で、家庭系食品ロスは3万トン減っており、家庭での効果的な食品ロス削減の取り組みが少しずつ進んでいることが分かります。

増加した事業系の食品ロスについては今後の課題と捉えられていますが、日本ではまだ食べられる食品がこのように大量に廃棄され、資源の無駄、事業コストやCO₂排出量による環境の問題にもなっています。

近年では、食品ロスを減らすため、再利用やコンポスト化による有機肥料化など、食品リサイクルへの関心が増し、活用されています。そこで、本町の食品ロスの削減について、現状と課題をお聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

それでは、ただいまご質問のありました本町の食品ロスに対する現状と課題についてお答えさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃいましたいわゆる食品ロス削減推進法、正式名は食品ロスの削減の推進に関する法律といます。こちらは、食品ロスの削減に関して国や地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その食品ロスの削減に関する施策の基本事項を定めたものとなっております。

先ほど議員が国の最新の数値等をおっしゃいましたが、愛知県のほうでも2019年度調査をしておりまして、そちらでは、県全体では231万6,000トンの食品廃棄物が排出されていると。そのうち21%、48万トンが食品ロスと推定されているという数字が出ております。内訳としましては、55%に当たる26万5,000トンが食品関連事業者、残りの45%、21万5,000トンが家庭からの排出と考えられております。これは、県民1人あたりに換算すると約78グラム、食パン1枚分という数字が推計として出ておる状況でございます。

これは、議員のほうもおっしゃってみえましたが、発生の要因としましては、いわゆる生産ですとか製造段階での規格外品、見込みの生産、流通段階では商品回収等による返品、販売段階では需要予測のずれ、消費段階では食べ残しや作り過ぎなどとなっております。家庭に関しては、やはり食べ残しですとか過剰除去、野菜などを厚くむき過ぎたということですか、直接の廃棄、これは賞味期限切れとか未使用のものをそのまま廃棄するというものが原因と考えられております。

やはり町としましては、住民の皆さんに食品ロスに関する適切な情報の発信や普及啓発等活動を行うことによって削減を進めていくことが重要だと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ただいま食品ロスの削減について、現状と課題をお答えいただきました。やはり、食品ロスを削減していくためには、住民一人一人がおのおのの立場において主体的にこの課題に取り組む、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着を図っていくことが重要と考えます。

そこで、食品ロスの削減推進法が施行されて4年が経過をしています。施行後から現在までの取り組みとその効果についてお伺いいたします。

また、食品ロス削減推進法の要綱に、市町村は基本方針を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないこととあります。見解をお聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

それでは、当町におきますまず取り組みのほうからお答えさせていただきます。

町としましては、特に食品ロスに特化したわけではございませんが、以前よりごみ減量化について啓発等を行ってきております。その中で、いわゆる生ごみの減量化の一環といたしまして、家庭用の生ごみ処理機の設置者への補助制度を設けております。1つは、生ごみ土壌還元機、いわゆるコンポストと言われるものでございます。こちらは、補助内容としましては、購入金額の2分の1または1,500円の低いほうという形で補助をしております。もう一つが電気式の生ごみ処理機でございます。こちらは、購入金額の3分の1または2万円の低いほうという形で補助をさせていただいているところでございます。実績といたしまして、

令和4年度につきましては、電気式のものについては11件、コンポストについては3件、今年度につきましては、現在11月末で電気式のもので10基の申請という状況で、ポンプ式のものではゼロ件という形となっております。

こちらのほう、平成6年からはコンポスト、平成8年からは電気式のを補助対象にしております。今まで累計としましては、電気式は約805件、コンポストにつきましては190件の補助実績という形となっております。

また、現在給食センターのほうで生ごみ処理機が設置されておまして、こちらのほうで残飯を使ったいわゆる生ごみの堆肥のほうが作られております。こちらのほう、年3回ほど環境課を通しまして、住民の方に1袋50円で希望者の方に販売しているという状況でございます。こちらのほう、令和4年の実績としては約103袋、令和3年120袋と、大体毎年100袋ほどの販売実績があるという状況でございます。

もう一点でございますが、いわゆる食品ロス削減推進に関する計画を定めるように努めなければならないということでございます。こちらのほう、食品ロス削減推進法では、市町村は基本方針、都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、それを踏まえて計画を定めるよう努めなければならないとあります。

こちら愛知県におきましては、愛知県廃棄物処理基本計画の中に愛知県食品ロス削減推進計画が設けてあります。当町におきましても、蟹江町一般廃棄物処理基本計画のいわゆる既存計画の中で食品ロスの減量ということに記載しており、各関係機関と連携し食品ロス削減に努めるよう、普及啓発等についての記載がしてあり、それについて対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ただいまのご答弁で、生ごみの減量化として、コンポスト化と家庭用の生ごみ処理機の補助制度を活用した利用実績、また、給食センターの食べ残しについては、生ごみ処理機で堆肥にしたものを住民に販売しているということが分かりました。

この推進法の要綱についても既存の計画に記載し対応しているとのことですが、食品ロス削減の取り組みについては非常に重要でありますので、更新の際、あるいは総合計画等推進に関する計画にはしっかりと盛り込んでいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

次に、食品ロスの理解促進と周知について伺います。

各家庭で、また我が家でできる食品ロス対策を考えますと、食料品は必要な量だけ購入し、食べ切ることを心がけることだと思います。また、スーパーなどで食料品を買うときに、つい奥から食品を取ってしまいがちですが、消費期限の近いものから買う手前取りなど、消費者の役割を定め、国民運動として取り組んでいくことで廃棄のリスクが下がるのではないかと

と思います。自分だけ、今だけよければではなく、身近な取り組みによって生活意識が変わることの意義は大変大きいと思います。

そこで、本町として食品ロス削減の意識を醸成する取り組みを積み上げていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

議員からのご質問でございます。本町として今後どのような取り組みをしていくかということでございます。

こちらのほう、議員もおっしゃったように、こちら住民一人一人が食品ロスに対して関心を持っていただくことが非常に重要だと考えております。先ほども言いましたが、愛知県の調査では県内の食品ロスの約4割が家庭からの発生となっているということでございます。対策としましては、議員もおっしゃったように、買い物時には事前に食材のチェックをして unnecessaryなものを買わない、食品の保存方法を工夫する、また無駄なく食材を使い切るなど、日常生活の中でできることから行動を移していくことが重要だと考えております。もちろん、皆さん恐らく常日頃大なり小なり心がけておられることだとは思いますが、町としましても参考になるような情報発信や普及啓発活動をホームページ等を使って今後も続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。住民の皆様さらに食品ロスに対しての関心を促していただくとともに、おっしゃったように、できることから行動していただけるよう積極的な情報発信、PR等、普及啓発をよろしく願いいたします。

既にお店などでは、宴会開始30分と宴会終了前10分間は自席で食事を食べ切る食べきりタイムを呼びかけ、3010運動を推進しています。この運動から、10月は食品ロス削減月間、そして、10月30日は食品ロス削減の日とされています。消費者庁のホームページには様々な啓発資材が掲載されていますので、自由にダウンロードして、食品ロス削減の日や月間の集中的な普及啓発活動の取り組みに利用できます。

また、賞味期限と消費期限といった期間表示の意味を正しく理解していただくことも必要ではないでしょうか。賞味期限とはおいしく食べることのできる期限、また消費期限は安全に食べることができる期限と保証された期限です。このことをいま一度認識していただくことで食品ロスの削減にもつながるものと考えます。

そこで伺います。今後本町では、家庭、また外食産業における食品ロス削減への意識啓発、削減月間の普及啓発についてはどのように進めていかれるのでしょうか。また、賞味期限と消費期限、この期限表示の理解促進の必要性や周知の取り組みについても考えをお聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

議員からのご質問がございましたが、いわゆる食品ロス削減推進法では、10月が食品ロスの削減月間、10月30日が食品ロス削減の日と定められております。また、食品ロス削減の手段といたしまして、おっしゃいましたとおり3010運動ですね。こちらは、宴会時に食べ残しを減らすためのキャンペーンでございまして、最初の30分と最後の10分は自席で食事を楽しむことを呼びかけるという運動でございまして、これは、愛知県でも毎年忘年会、新年会シーズンになると、12月から1月にかけて3010運動の周知啓発を実施しているところでございます。

町としてもこの月間、また、この食品ロス削減の日、またこの3010運動を忘年会、新年会シーズンに合わせたような形で普及啓発等をより進めていきたいと考えております。

また、議員もおっしゃったように、国や県のほうでいろいろな啓発資料が、こちら無料で啓発のツールがいろいろございますので、そちらも町のホームページ等から直接リンクをつけるなどとして活用できるような形で今後更新していきたいと考えております。

また、あと、愛知県におきましては食品ロスの削減に取り組む企業、団体等をあいち食品ロス削減パートナーとして登録する制度もございまして、これも商工会または食品衛生協会等を通じて普及啓発等を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

特に、フードロス推進月間や、ただいまご答弁いただきました飲食が増えるシーズンなど、様々なツール等を活用していただき、目に見える形の、また誰が見ても分かるような形で積極的な啓発活動をお願いしたいと思っております。

家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店等における飲食店で残さず食べる運動や、持ち帰り運動の展開など、住民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることも重要だと思っております。引き続きよろしく願いをいたします。

次に、学校給食の食べ残しについて伺います。

栄養バランスを考えて作られる安心安全な給食は、成長期の子どもたちにとって重要な栄養源であり、体を作る基盤となります。しかし、まだまだ給食の食べ残しが残飯となって給食センターに戻ってきます。その量を毎日記録されているようですが、この残飯の年間の全国的な平均が1人当たり7.1キログラムとありました。本町では1人当たりの食べ残しはどのくらいなのか、その数値の推移は年々減少しているのでしょうか。

残飯の処理については、可燃物として焼却場への持ち込みや、本町では残飯を堆肥に変えて住民に提供しているとただいま伺いました。そこで質問をいたします。学校給食の食べ残しの現状についてお聞かせください。

また、子どもたちの給食の食べ残しを減らすためには、学校給食の現場に栄養教諭や栄養士さんたちが配置されることが望ましいと思いますが、現在、学校内の栄養教諭、栄養士の配置についてはどのようになっているのかお聞かせください。

○給食センター所長 浅井 修君

それでは、学校給食の食べ残しに関連して2点質問をいただきました。

まず、1点目でございます。食べ残しの現状といたしまして、食べ残し量につきましては毎日計量して把握はしてございます。小中学校の合計といたしまして、令和4年度年間総量が約13.9トン、1日1人当たりで換算いたしますと約25グラム。令和5年度11月までの集計となりますが、約9.8トンで、1人1日当たり約27グラムとなっており、ともにもう一口頑張ると残食がなくなるような、そんなようなぐらいの量となっております。

2点目でございます。栄養教諭の配置につきましてご質問いただきました。

公立小中学校への配置につきましては、法律により標準定数の算定方法が定められており、現在、蟹江町には県の費用負担による教職員が配置基準どおりの2名配置されております。配置先といたしまして、在籍校としての学校となっておりますが、当町は給食センター方式でございますので、兼務命令によりましてセンター勤務となっており、毎日の給食献立を立て、衛生管理を行いながら食に関する指導の職務もこなしております。専門的な知識と指導力を持つ栄養教諭は、給食時間をはじめとする特別活動や関連教科などを通して、学校教育活動全体で取り組む総合的な食に関する指導などを行いますが、現在の児童生徒数約2,700人に対し2名の配置となっているため、小中学校各クラスに訪問できるのは年に1回程度となっております。栄養教諭の在籍校である学戸、舟入小学校には、ほかの学校での栄養指導がないときに主に給食時間に訪問しておりますが、それも週に2回程度になってしまっているのが現状でございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

学校給食の食べ残しの現状についてよく分かりました。また、栄養教諭は県の職員で2名の配置ということと、また小中学校各クラスを年1回ほど訪問してくださっている等々のご答弁でした。ありがとうございます。

それでは、どのような指導をされているのか具体的にお聞かせください。

○給食センター所長 浅井 修君

ただいま質問のございました栄養教諭による指導はどういったものかということでございます。

栄養教諭は、年に1回程度、小学1年生から中学2年生まで、食に関する指導を行ってございます。食に関する指導を通して感謝の気持ちや、心身の健康のことを考えて残さず食べる意欲を高めるようにしております。例えば、小学2年生には「給食センターの1日を見て

みよう」というテーマで、給食が届くまでに関わる人々を知らせ、それらの人々に感謝の気持ちを持ち、残さず食べる意欲を高めるようにしております。小学3年生には「牛乳の秘密を知ろう」というテーマで、私たちのところに届く食べ物が自然の恩恵の上に成り立っていることや、健康な体を作るために必要なものであることを知らせております。また、小学4年生には「3つのグループの食べ物を食べよう」というテーマで、栄養バランスのよい食事や、給食は皆さんの健康のことを考えて作られているということを知らせ、残さず食べるよう意欲を高めるように指導しております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。食を通しての感謝の気持ちや、健康のことを考えて作られていることで給食の大切さ、残さず食べよう、子どもたちの意欲を高めるなど、様々なご指導をしてくださっていることがよく分かりました。ありがとうございます。

それでは、次にSDGsから考える食品ロス削減について伺います。

給食センターの残飯処理においては、センター内の残菜処理機で水分を取り除き、可燃ごみとしてではなく、生ごみ処理機で堆肥として活用していると伺いました。

国連は、2050年までにCO₂の排出量を実質ゼロにすると発表しており、政府も今世紀後半のできるだけ早い時期に脱炭素社会を実現するとの目標を掲げています。近年では、環境問題を抑制するため、微生物で水に分解し、そのまま下水道に流すなど、CO₂の排出量を減らすシンクピアという機器を導入し、活用する自治体が増えつつあります。

環境問題の抑制など、本町でもこの目標についても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

さて、国連が掲げる持続可能な開発目標計画、SDGsの取り組みとして、2030年度までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させる目標を定めています。そのためにも、いかに食べ残しを減らしていくかについて検討をし、現場での食育をさらに充実をさせ、推進していくことは重要と考えます。

そこで、小中学校、幼稚園、保育所等の教育施設における学校給食などの食べ残し削減について、これまで食育、環境教育を通して食品ロス削減のための啓発、推進がなされてきたかと思いますが、その取り組みと成果についてお聞かせください。

あわせて、学校給食で排出する生ごみについては、焼却処理ではなく飼料、肥料への利活用がさらに進むように実効性のある取り組みが必要であり、食品ロス削減は、ごみ減量、さらには環境問題に直結した永続的な課題ですので、特に小中学校の児童生徒たちには日常的な取り組みとして関わっていくことが重要ではないかと思いますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○給食センター所長 浅井 修君

ただいま2点、食品ロスに関連して質問をいただきました。

1点目でございます。食品ロス削減のための啓発、推進の取り組みと、その成果についてはどうだということでございます。小中学校においての具体的な事例を交えながら回答させていただきます。

給食センターからは、10月の食品ロス削減月間にちなんだ啓発のため、学校に対して給食日より給食時間の校内放送の原稿などを作成し、その中でSDGsや食品ロスについて触れたところがございます。

なお、10月30日、食品ロス削減の日の給食は、食べ残しが少なくなるような献立を立て、食品ロスについて考えさせる機会をつくったこともあり、この日はほかの日に比べて残食が少なくなったと確認しております。

また、昨今の国際政治情勢の変化に伴い日本国内に滞留しているホタテ貝について、価格が下落し、廃棄の可能性もあることから、いくつかの団体で無償化提供事業を行っているところでございます。蟹江町給食センターではこの事業を活用して、北海道産のホタテ貝の貝柱を取り入れた献立を2月に予定をしております。

そのほか、各学校での取り組みといたしまして、例えば学戸小学校では給食委員会で、10月2日から11月22日になりますが、キャンペーンを実施したと聞いております。その結果、10月には9月に比べて、1人当たり1日当たりの残食量が主食で1.5グラム、おかずで3.2g減ったことを確認できております。また、蟹江中学校では11月27日から12月1日にかけて、放送委員会が給食の食レポをしたり、給食委員会が残食調査の呼びかけをしたりして残食が少なくなるような取り組みをしたことにより、この週はほかの週よりも残食が少なくなったことを確認してございます。

次に、2点目でございます。さきの環境課長の答弁と重複するところがございますが、給食で発生する生ごみ処理につきまして回答させていただきます。

環境に配慮した取り組みを実施しておるのが実情でございます。具体的には、給食センターにおいて調理時に発生する野菜くずなどは、一部を除き1日当たり200キログラムの処理能力を有する厨芥処理システム、砕いてぐちゃぐちゃにするようなシステムがございます。これにより自動で搬送して、生ごみ処理機で微生物処理をして堆肥化してございます。定期的に希望する住民の方へお分けしておるのもさきの答弁のとおりでございます。また、学校での食べ残しにつきましては、給食センターに回収後、ほとんどのものを生ごみ処理機で同様に処理しておりますが、一部ご飯など粘り気のあるものにつきましては処理機で対応することが不可能となっております。専門業者に委託し、収集運搬後の最終処分は飼料などとしてリサイクルをしております。

なお、児童生徒たちには給食センター見学会等の機会を捉えてセンターでのごみ減量などの話も直接いたしておりますし、4年生の社会科の授業では廃棄物処理の仕組みや再利用に

ついて学ぶこととなっており、また今年度、一部の学校ではございますが、実際に5年生の総合学習の授業の時間でフードロスの問題について取り上げていただいております、子どもたちから直接給食センターに給食センターの取り組みについて問い合わせがあったのも事実でございます。給食センターといたしましては、学校給食で発生する生ごみの処理について、今後も引き続き環境に配慮した取り組みを継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

大変にありがとうございます。ホタテ貝の活用とかキャンペーンなど、子どもたちが主体となった様々な取り組み、詳細にご説明をいただきありがとうございます。積極的な教育施設、学校現場のごみ減量などの取り組みも、成果等も含めてよく分かりました。ありがとうございました。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われており、国連では飢餓に苦しむ人々のために年間480万トンの食糧支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食糧がその1.1倍になっているそうです。

繰り返しますが、食品ロス削減は、ごみ減量、さらには環境問題にも直結した永続的な課題であります。小中学校の児童生徒たちにも、世界の飢餓の現状を認識、学びつつ、日常的に関わっていけるようなサステイナブル、維持する、ずっと続けていける、そんな取り組みを引き続きよろしく願いをいたします。ありがとうございます。

続いて、食品の廃棄を削減する流通サービス、フードシェアリングの展開について伺います。

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスは、先ほどからも何度も言っておりますが、約500万トンから600万トンと言われております。実際に食品ロスを出す割合を見ますと、先ほどご答弁いただきましたけれども、食品関連事業者が全体の55%、残りの45%は家庭からのものであり、大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、地域における食品ロスを減らす取り組みは気候変動対策としても大変に重要です。廃棄においても、天然資源や製造、加工、流通、卸、小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくありません。

このように、食品ロスへの国民運動のさらなる推進は大変重要と考えます。食品の廃棄を削減するため、最近では、スマートフォンのアプリ等を活用し、地域で食品を販売する店舗で売れ残ったり、あるいは余ってしまった食品の情報を消費者に届け、販売価格の半分以下や無料で提供するサービス、フードシェアリングの普及も有意義かと思えます。

例えば、フードロス削減に取り組む東京都江戸川区では、インターネット上で区内の飲食店や小売店が賞味期限の近い食品を出品し、区民らが手軽に購入できるサービス、「タベくるん」を昨年12月から実施しており、お弁当や和菓子屋など18店舗が出品、約2万3,000人

の利用者を集め、好評を得ていると伺っています。このサービスにおいて事業者は、ホームページから登録後、専用サイトでロスになりそうな食品の販売価格などを入力して出品。一方、商品を購入したい消費者は、同サイト上で予約をし、店舗で直接代金を支払い、商品を受け取る仕組みとなっています。通常の価格より安価で購入できます。事業者の登録料は年間1,000円で、消費者は無料、区外に住んでいる人も登録すれば利用できることになっています。区では、拡大目標として店舗に周知を進め、食品ロスの削減を考えるきっかけになるとの消費者のメリットだけではなく、これまでは捨てるしかなかった賞味期限が近いパンを出品、発信することで、すぐに予約が入り売り切れるほどの人気でとても助かっていると、双方のメリットとなり好評だそうです。

そこで質問いたします。我が地域でも、飲食店や小売店で閉店間際に残ってしまった料理や惣菜等を消費者とマッチングさせるフードシェアリングサービスの展開、普及による食品ロス対策の取り組み、推進についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

フードシェアリングについてのご質問でございます。

こちらのほう、議員がおっしゃったように、飲食店などで廃棄寸前の料理や、食品流通業界の食品ロス問題により賞味期限前に捨てられてしまうような食品をインターネットサイトやスマートフォンのアプリを活用して、それをうまく消費者と結びつけるような仕組みでございます。

現在のところ、町としてなかなか展開できるようなものではございませんが、また先進地等のものをちょっと調査、検討はさせていただいて、調査したいなどは思っております。また、個人の方でも似たようなアプリを登録することによって使用ができるようなものもあるかと思しますので、こういったものを例えば町のほうで周知できれば、そういったものも使っていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

近年では、インターネットの普及とIT技術の進歩により、シェアリングエコノミーとして様々なタイプのサービスが広がっており、多様化が現在進行形で進んでいます。シェアリングエコノミーとは、個人が所有する物や場所、スキルなどを必要な人に提供したり、共有するサービスのことです。例えば、物であればフリーマーケット、スキルであれば家事代行サービス、子育てシェア、場所であれば民泊や駐車場、時間であればUber、お金であればクラウドファンディング、移動手段であれば注目のカーシェアリングやライドシェアなど、マッチングシェアリングとして活発に展開をしています。

今回、食品のシェアリングサービスについてお尋ねしましたが、今後このサービスによっ

て、これまで廃棄するしかなかった食材で収入を得ることができたり、他のサービスで休んでいる間でもスペースの貸し出しで収益が発生したり、こうした新しいモデルサービスを活用して、地域課題や環境問題対策などの取り組みが拡大していくものと思います。

自治体サービス、行政サービスについても、シェアリングエコノミーサービスを提供する民間企業と連携をし、フードロスのみならず、様々な地域課題の解決、地域活性化に向けて活用することも視野に、今後の検討課題として動向を注視していただければと思います。

次に、在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大について伺います。

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、子ども食堂や福祉施設等へ無料で提供するフードバンクは、食品ロスを削減するためにはとても有効です。また、各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設、団体などに寄贈するフードドライブの活動も注目されております。

そこで、子ども食堂、子ども宅食、フードバンク等へ地元の事業者等からの在庫食品の寄付促進やフードドライブ等の利活用で、もったいないとお裾分けの好循環をつくり、食品ロス削減と共生社会の構築への取り組みを積極的に進めることも重要かと考えますが、本町の現状と今後の取り組みについてお聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

議員からのご質問でございます。フードバンクやフードドライブ等、本町に対する取り組みについてでございます。

今現在のところ、企業等から在庫食品や未利用食品の寄付はございません。

フードドライブの活用でございますが、こちらのほうは、今年度から蟹江町社会福祉協議会と株式会社バローホールディングス様の間で協定が結ばれまして、バロー蟹江店で11月よりフードドライブポストが設置されております。町としましても、この趣旨に賛同しまして後援をしているところでございます。今後は、この取り組みで集まった食品は社会福祉協議会が開催するイベント等で配布していくところでございます。

本町としては、今現在把握しているところはこういったところでございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ただいまご答弁いただきました。株式会社バロー様と協定を結び、バロー蟹江店で今年度からフードドライブポストを設置して実施して下さっているとのことでした。既に回収実績もあるそうであります。本町として、このような積極的な活動を引き続き支援するとともに、住民の皆様への周知、普及啓発に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、再質問ですが、実際に食品をフードドライブに持ち込み寄付する場合、留意すべき点はございますか。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

議員からのご質問でございます。実際にフードドライブ等で注意する点でございます。

まず、入れられる食品でございますが、こちらいわゆる常温保存ができるもの、次に未開封のもの、賞味期限が1カ月以上のもの、缶詰、レトルト、インスタント食品、あとは麺類、お米、お菓子類ですね。あと、飲料についてはアルコールを除くという形になっております。現在のところ、一応実績のほうを報告いただいております。出されたものはアルファ米、あとはレトルトカレー、レトルト食品ですね。あとは飲料水、そういったものが提供されたという報告を受けております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

では、最後にコミュニティフリッジの設置支援について伺います。

コミュニティフリッジ——公共冷蔵庫といいますが——とは、企業、商店などから提供された食料品等を地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するものです。

岡山市の北長瀬のコミュニティフリッジでは、食料品、日用品を提供する方をフードプレゼンターとして登録し、お中元やお歳暮で頂いた調味料や加工品、洗剤や多めに買った缶詰、頂いたお米など、コミュニティフリッジを通じて必要とされる方にお渡ししています。

また、岡山市内の登録店舗で購入した食料品、日用品をすぐ寄付できるボックスに入れることで、支援を必要とする住民に提供できるフードギフトの仕組みもあるようです。例えば、3つ入りや4連になったプリンやヨーグルトなど、半分だけ必要な場合でも、残り半分の食品をフードギフトのボックスに入れることにより、気軽にコミュニティフリッジへの寄付ができるようです。寄付を利用される子育て世帯の方や、ひとり親世帯や単身者の方々からは助かっている、本当にありがたいとの声が寄せられているそうです。

そこで、食の支援を必要とする地域住民を支えるため、企業、商店などから提供された食料品等を地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管するなどし、随時必要とする方々に提供することができるコミュニティフリッジの設置や運営等、社会環境を整えることで在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大にもつながるものと考えます。ご見解をお聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

コミュニティフリッジ、公共冷蔵庫に関するご質問でございます。

現在のところ、町として設置する予定はございません。いろいろ調べてみますと、多くの場合、NPO法人やボランティア団体などが運用しているのが実情だと思います。一部、東京都の板橋区などは行政が主体となって設置しているようなケースもあるようでございます。

また、こちらのほうは、例えば社会福祉協議会等といろいろ相談しながら検討できるところから始めていきたいなど考えておりますが、現状としてはまずそんなようなところから始

めたいなど考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

様々のご答弁いただきましてありがとうございました。詳細がよく分かりました。

これで、「食品ロス削減の取組みについて」質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で山岸美登利さんの質問を終わります。

ここで、民生部次長兼環境課長、給食センター所長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長の入場を許可します。

暫時休憩いたします。

再開は10時55分とします。よろしく願いします。

(午前10時43分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 水野智見君

質問9番 三浦知将君の「都市計画道路について」を許可します。

三浦知将君、質問席へお着きください。

○7番 三浦知将君

7番 新政会の三浦知将でございます。

議長の許可をいただきましたので、これから通告書に従って質問させていただきます。

本日は、都市計画道路についてお聞きしていきたいと思っております。

蟹江町は、名古屋駅から近鉄蟹江駅、JR蟹江駅ともに電車で約10分でアクセスが可能で、利便性の高さから住みやすさの要因でもあると思っております。このほかにも、車でのアクセスもよく、高速道路では蟹江インターから多方面へ、一般道路では東西に1号線、南北に西尾張中央道が主要道路として利用されています。

道路と聞くと、人によっては幹線道路といった大きな道路を想像する方もいらっしゃいますし、私道とか農道とかなど想像する方もいらっしゃいます。道路法上の道路は、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の種類が挙げられます。そのほかにも、建築基準法上でも道路の定義はされております。道路の役割としては、人や地域を相互につなぎ、自動車、歩行者、自転車の移動、生活物資の移送するための交通的な機能があります。そのほかにも、都市の骨格などの市街地の形成、防災空間の形成、緑化、景観形成、さらにはライフラインなどを収容するなどの空間的な機能もございます。道路とは、私たちの生活を支え

る基盤となり、欠かせないものとなっております。

まず、ここで質問をさせていただきます。この道路とはどのように造っていくのか、教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいま道路とはどのように造るのかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

将来の予測交通量などから道路整備の必要性を検討させていただきまして、必要であると判断した場合には幅員等の道路構成を検討し、決定をさせていただきます。その後、測量等を行った上で道路区域を定め、用地を取得し整備をするものでございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございます。たくさんの方の議論とか、たくさんの方が関わって道路が造られている。そういったどなたかのおかげで利用できることを感謝いたします。

それでも道路に対して様々な声を聞くことがあります。朝の通勤ラッシュの時間帯、夕方の帰宅時間での交通渋滞で困っているという声もあれば、狭い道路や道路の幅員が十分に確保されてなく、災害時や利用時への不安の声、または一方通行を逆走すると、何とかしてほしいという声もあります。こういった悪い声だけでなく、やはり昔より利便性が高くなったといういい声も聞きます。そして、道路はまちづくりで重要な位置づけになってきます。とはいえ、むやみやたらに道路を造るのではなく、地域や時代に合った道路を造っていくことが重要だと思います。

そこで、まちづくりをするにあたり、都市計画に関する基本的な方針を示す都市計画マスタープランがあります。その中で、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設として、道路、公園、学校、下水道、河川、ごみ処理場などが都市施設として挙げられます。もちろん、時代とともに社会の状況が変わり、都市計画制度も変わってきました。都市計画とは、市街地の健全な発展や住民の生活環境の向上を目的として、土地の利用や交通体系、公共施設の配置などを総合的に計画、管理することです。

そこで、先ほど申し上げました都市施設として、まず都市計画道路があります。こちら都市計画道路とはどのようなものでしょうか、教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今、三浦議員おっしゃったように、都市計画道路とは円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設でありまして、道路を都市計画に位置づける意義としましては、道路の整備に必要な区域をあらかじめ明確にすること、土

地利用や都市施設相互の計画の調整を図ることにより、総合的、一体的に都市の整備、開発を進めること、開かれた手続きにおいて地域社会の合意形成を図ること、将来の道路事業の円滑な施行を確保するため建築制限を行うことの4点がございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

そういったように都市計画道路いろいろなふうにあります、まず蟹江町にこの都市計画図というものがございます。こちらはホームページでご覧になっていただくことも可能です。今こちら画面にもございます。こちらが蟹江町の全体が写っております。

そこで、ちょっと質問をまたさせていただきます。現在、蟹江町にある都市計画道路の場所を教えてくださいたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問についてご答弁させていただきます。

少し都市計画図小さくて見づらいところはございますけれども、この都市計画図の中に赤色の二重線が南北に引かれております。こちらの二重線引かれた部分が都市計画道路になります。まず、南北の路線としましては、蟹江インターを通る路線ですね。これが、西尾張中央道がございます。また、東西の路線としましては、近鉄名古屋線と並行するような形で南側を通っております国道1号線、路線名としましては国道1号西線という言い方をしております。また、JR関西線の南側、西尾張中央道の学戸の交差点ですとか、あとは蟹江町の消防署の南側を通る路線、こちら弥富名古屋線という路線があります。これらを含めまして計で15路線ございまして、計画延長としましては約20.4キロメートルございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

答弁ありがとうございました。

15個路線があるということで、よく皆さんがすぐぱっと思いつくところは、国道1号線とか西尾張中央道が分かりやすいと思うんですが、ちょっとこちら、地図でちょっと見えにくいかもしれないんですが、こちら七宝蟹江線とか、弥富名古屋線などもあります。こちらがやはり蟹江町の主要な道路ということになると思うんですが、やはりこの都市計画という計画がある以上、各計画がどこまで進んでいるかというのを状況も知りたいと思います。こういった整備状況もホームページか何かで確認できると思います。

そこで、また質問をさせていただきます。都市計画道路の計画は誰がどのように決めたか、経緯を教えてくださいたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めなんです、こちらは町からの提案を基に、昭和42年8月11日付で国が建設省の告示を行いまして決定したものがこれ初めてでございまして、その後については必要に応じて県や町において変更を行っておるものでございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

昭和から計画が決まっているということもありまして、もしかしたら今の令和の時代に合っているかどうかというのも疑問に思うところもあります。

そこで、また一つ質問させていただきます。都市計画道路の計画を決める基準というものはあるのでしょうか。計画後は、都市計画道路をどのように進めていくのでしょうか、教えてくださいたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

交通施設の都市計画にあたりましては、利用者の利便性、効率的な交通処理、良好な都市環境の保全及び地球環境問題などの観点から、都市全体として公共交通、自動車、自転車、徒歩などの各交通機関が適切に役割分担をした交通体系が確立されるよう、おおむね20年後を目標として各交通施設を総合的、一体的に定めるものでございます。

都市計画道路は、都市の将来像を達成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するために定めるものでございまして、町の総合計画ですとか、町の都市計画マスタープラン等との整合を図る必要がございます。

また、どのように進めるのかということにつきましては、都市計画を整備するためには、基本的には都市計画法の第59条の規定による事業の認可を得て進めることとされております。事業の認可を得るためには、都市計画法第61条の規定にありますますが、事業の内容が都市計画に適合し、かつ事業施行期間が適切であることなどの要件を満たしていることが必要となります。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

では、都市計画道路、こういった基準で決めるかということも様々な観点から決められるということで、20年後を目標にして道路を決めているということなんですけれども、20年後というのはどのような時代になっているのかなというふうに考えます。変化が激しい時代で、予測することが困難なこともあります。AIによる自動運転が当たり前になり、空飛ぶ車なども普及されて、今ではちょっと想像し難い未来が考えられるかもしれないです。

また、人口減少も考えられます。総務省の国勢調査及び人口問題研究所、将来推計人口、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数などのデータから、20年後ではないんですが、2040年の日本の人口は約1億1,000万人、蟹江町においても3万3,500人と予想されます。

やはり、こちら都市計画道路につきましても時代に合わせていく必要があるのかなというふうに思います。

少し話は変わりますが、不動産を売買するに当たり、都市計画道路があるかどうかを重要事項説明で説明しなければなりません。重要事項である以上、何かしら制限があるのかなと思うんですが、こちら都市計画道路にこういった制限は何かあるのでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、都市計画道路に何か制限があるのかということに対しましてお答えをさせていただきます。

都市計画道路の予定地に建築物を建築しようとする場合につきましては、都市計画法の第53条の規定により都道府県知事の許可を受けることとされておりますが、現在、平成31年4月1日以降につきましては権限移譲がされておまして、この許可については町のほうで行わせていただいております。また、建築できるものにつきましても都市計画法第54条というところに規定がございまして、容易に移転し、または除却することができるものであり、2階以下で地下がないこと、主要構造物が木造、鉄骨造り、コンクリートブロック造り、その他これらに類する構造であることというものが必要となります。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

許可が必要ということで、県の許可だったり、平成31年以降は町の許可ということで、やはり土地の所有者が何かしらの制限がかかってしまうのかなというふうに思います。都市計画道路を持つことによって負担になってしまうのかなと思いますが、そもそもなんですけれども、この都市計画道路の計画が変更になることはあるのでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、都市計画道路、変更になることはあるのかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

都市計画道路につきましては、都市計画基礎調査や都市交通量調査の結果などを踏まえ、また地域整備の方向性を見直しと併せ、その必要性や配置、構造などの検証を行いまして、必要がある場合には都市計画の変更を行うこととなります。

町におきましては、当初決定時から大幅な見直しというものは行っておりませんが、事業化する前には再度将来の交通量推計をするなどし、幅員の変更などを行ったこともございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

答弁ありがとうございました。一応必要であれば変更していくということで、直近では天王線が、こちらが廃止となったと思います。変更とか廃止とか、簡単な話ではないと思うん

ですけれども、現在の課題を解決するために、もちろんこれからの時代に合わせて計画を見直すことも必要になってくると思います。

先ほどもお話がありましたが、大幅に計画は変更されたことがないというふうにあります。が、この昔の計画を残しているのはなぜでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、昔の計画を残すのはなぜかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

国土交通省が定めております都市計画運用指針におきましては、長期にわたり未整備の路線については、長期的視点からその必要性が従来位置づけられているものでありまして、単に長期未着手であるということの理由だけで路線や区間ごとに見直しを行うことは望ましくないとされておりまして、変更を行う際には必要性を整理することとされておりまして、

町におきましては、平成30年8月に愛知県が公表いたしました愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、都市計画道路の見直しを行いました。この方針に従いまして、必要性の有無、代替路線の有無などにより存続するか、廃止とするかというものを判定しまして、令和3年3月には1つの路線の廃止と2つの路線の延長、縮小、そして先ほどもお答えしましたが、1つの路線の幅員変更を行っております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

長期視点から考えていただくということで、ちょっと私の何か考えが甘かったというか、未着手だからもう廃止にすればいいとか、廃止にしたほうがいいというふうに考えていたけれども、そこについてはちょっと改めさせていただきます。

それでもやはり地域の課題とか、これからの時代に合わせていかないといけないと思えますし、必要であれば町民との話し合いの場というものも設けていただくことも必要になるかなと思います。それで、今まで計画についてお聞きしていきましたが、計画を遂行するにあたりまして事業として決定する必要があります。この事業化は、誰がどのように決めていくのでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの誰がどのように決めていくのかという質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、路線の整備の必要性や優先順位、財政状況等を総合的に判断をさせていただきます。国道であれば国が、県道であれば県が、町道であれば町がそれぞれ決定をし、事業化をしていくこととなります。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございます。

それぞれが事業決定するという事なんですけれども、やはり地域の声というのは取り入れていただきたいと思っておりますので、ぜひそのあたりはよろしく申し上げます。

事業化を決定していくんですけれども、もちろん反対のこともあると思っております。こちらの事業化できないということもあると思っておりますが、このできない原因というのはどのようなものがあるのでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、事業化できない原因というものについてお答えをさせていただきます。

やはり、財政的な負担が大きいということが最も大きな要因ではないかと考えております。必要性や資金計画などを整理した後に事業化に向けて進んでいくことになろうかと思っております。以上でございます。

○7番 三浦知将君

財政は限られている。今もう蟹江町も厳しい財政状況だからこそ、あれもこれもできないと思っております。そこで、やはりいろいろと事業それでも行っていくかといけないと思うんですが、事業化の優先順位というものはあるのでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

優先順位はあるのかというご質問なんですけど、こちらにつきましては、やはり社会情勢等々変化がございますので、そのときに応じて優先順位は変わってくるものと考えております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

そのときの状況によって決めていく、事業化するということは分かりました。

やはり、その事業は最大どういった効果がもたらされるかというのも考えていただき、例えば渋滞の緩和とか、歩行者の安全を守るとか、様々な角度から取り組んでいただきたいと思っております。

こちらの都市計画道路なんですけど、そもそもなんですけど、これは終わるかどうかちょっと分からないんですが、どのようになったら完了するか教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

事業化をしまして整備を進め、供用開始をしましたら道路としての整備は完了となります。ただ、完了しましても都市施設としての位置づけというものは継続をされるものでございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

都市計画施設から都市施設に変わるということだと思っておりますが、ありがとうございます。

先ほどの答弁でありましたが、蟹江町内にある都市計画道路について、古くからは昭和42年、48年、53年と次々に計画が決定され、新しい計画だと平成28年に決定されております。整備状況としては、改良率なんですけど、西尾張中央道とか新本町線とか津島七宝名古屋線など100%のところもあれば、限りなくゼロ%に近いところもございます。そこで、直近の都市計画道路が完了した何か一例とかあれば教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、直近の完了した一例ということでお答えをさせていただきます。

令和3年1月に、JR蟹江駅のほうが自由通路ができて橋上化されました。こちらのほう、自由通路が、名称で言いますと蟹江駅南北自由通路という都市計画道路の名前になりますが、こちらのほうも都市計画道路としての位置づけがございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

JRの蟹江駅南北自由通路なんですけど、事業期間が何か平成29年度から令和3年度で取り組んだ事業になって、延長が約83メートルで幅員が4メートルというふうになっており、今でも記憶が新しいものとなっていると思います。こちらの効果、利用状況をまた別の機会で聞けたらなと思うんですが、この自由通路の開設に伴い、令和4年の6月に駅南の事業が決定されましたが、こちらはどのような効果が見込まれるか教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

駅南の事業についてと、どのような効果があるかということでお答えをさせていただきます。

こちら都市計画道路の南駅前線というものになりますが、こちらは片側1車線で幅員が18メートルの道路を予定しております。その18メートルの中には3.5メートルの歩道、あと町内では初めてとなりますが、自転車通行帯の整備を予定しております。これにより歩行者、自転車の安全な通行が確保できるものと考えております。また、都市計画に基づいた蟹江駅の北側と同等規模の駅前広場も整備を予定しております。町の中心市街地からJR蟹江駅へのアクセス機能が向上されるということ、あともう一点、密集した既成市街地の防災機能の向上が期待されるというものが考えられます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

蟹江町消防署からJR蟹江駅南までの位置にこちらの駅南の事業はあると思うんですが、消防署を抜けると住宅がちらほら見え、アパートも存在します。立ちふさがっている家もあると思いますが、ここの通りがつながるとすごく景観も変わるとい、JR蟹江駅までのアクセスもだいぶよくなると思います。やはり、私もちょっと見に行っただけですけども、やはり結構、今の時点ではもう狭い道路なんですけど、そこが道路整備されるとどのような道路

になるかというのはちょっとわくわくしますね。

あとは、こちらの駅南の事業に関しまして、費用というのはどのぐらいかかるのでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、費用についてということでお答えをさせていただきます。

この南駅前線につきましては、道路延長は約380メートルございますが、費用としましては設計費ですとか用地を取得する費用、あとは必要となる物件を移転していただくための補償費、最後に道路を整備する費用ということで約15億円を見込んでおります。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

では、15億円とかなりの金額となるんですが、ちょっと再質問なんですが、この15億円の中で何が一番費用というのがかかるのかをちょっと教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきますが、まず道路を整備する費用はそれなりにかかりますが、やはり費用としてかかるのは用地を取得する費用と、あとはまだ住まわれているお宅も多々ありますので、その物件をどけていただく費用、補償費ですね。こちらのほうがかなりウエートを占めているかと思います。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。やはり用地取得も容易でないと思います。こういった15億円かかるというふうに予算がかかる事業なので、最大限の効果を出すために、やはり先ほども交通的な部分と防災的な部分の効果はお話ししましたが、駅周りにもぎわうような蟹江町のシンボルになるような道路になると、蟹江町に行きたいとか、住みたいとか、魅力的なまちにもなるのではないかなというふうにあります。そういうときも、また民間とか市民とかのお話とか協働していただきたいなと思います。

あとは、今後、都市計画道路を優先的に取り組んでいこうというふうに考えているところはありますでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

今後の見込みということなんですが、まずは、まだ着手して間もないんですが、南駅前線の整備を全力で進めていきたいなと考えております。その後につきましては、社会情勢を考慮しながら整備が有効な路線を判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。駅南の事業も多角的に判断して取り組んでしていただきたいな

というふうに思います。

最後の質問になりますが、実現の可能性が高い、低い都市計画道路がありますが、これからの時代に必要な蟹江町の都市計画道路についてどのようにお考えか、町としてのお考えをお聞かせお願いいたします。

○副町長 加藤正人君

それでは、今後の都市計画道路の考え方につきまして、私からご答弁をさせていただきます。

蟹江町の都市計画道路でございますが、先ほど答弁させていただきましたように、国道、県道、町道を含めて15路線、延長で計20.41キロメートルが決定をされているところでございます。議員のご質問にありましたように、全体の改良率は約70%ということで、その中には新本町線や西尾張中央道など改良率100%の路線もございますし、また逆に当面事業推進のめどが立たない路線も確かにございます。ただ、まちづくりには相当の時間を要するというのもございまして、都市計画道路についても長期的な視点を持って取り組むことが必要であるというふうに認識をしております。15路線それぞれが蟹江のまちづくりの骨格をなす重要な路線でございまして、現時点での実現性のみでは——先ほど来の答弁でございますが——判断はできないものと思っております。また、平成3年に1路線の廃止などを見直しを行ったところでございます。当面は、現在の計画の中で事業の進捗を図ってまいりたいと考えてございますが、今後も社会経済情勢の変化や町の将来像を踏まえまして、議員ご指摘もありましたが、より魅力的なまちになるよう、都市計画道路も含め、都市計画の在り方については常に検証していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ご答弁ありがとうございます。やはり一度決めた計画、行政としてももちろん簡単に変更することはできないと思います。なんですが、やはりこの最大の効果というものが何かというのを考えていただいて、もし必要であれば立ち止まることも必要かと思っております。そういったことも検討していただきたいと思っております。やはり、持続可能なまちづくりをしていくためにも、一つ一つの事業、PDCAなどを繰り返してより有益になる事業として取り組んでいっていただきたいなと思っております。

私からは以上です。

○議長 水野智見君

以上で三浦知将君の質問は終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午前11時28分)